

各 位

茨城県政策企画部水政課長
(公 印 省 略)

地下水採取量等報告書の提出について (通知)

日頃より、本県の地下水行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例第 17 条の規定により、令和 5 年(2023 年)分の地下水採取量等につきまして、「いばらき電子申請・届出サービス」により地下水採取量等報告書に所要の事項を御入力の上、令和 6 年(2024)年 2 月 29 日(木)までに提出くださいますようお願い申し上げます。

※地下水採取量等報告書の入力・提出方法については、裏面(次頁)を参照してください。

※令和 5 年(2023)年 1 月～12 月に廃止した井戸については、1 月～廃止するまでの採取量を報告してください。

入力・提出方法などご不明な点がある場合は、下記担当までお問合せください。

なお、許可(更新許可を含む。)取得後、次のような事例が散見されますので、再度許可内容を御確認いただき、該当する場合には速やかに御連絡または必要書類の御提出をお願いします。

- 1 井戸を廃止したが、廃止届出書を出していない場合
- 2 採取者の氏名や住所(法人の場合はその名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)に変更があったが、変更届出書を出していない場合
- 3 上記の他、同封された地下水採取量等報告書に記載されている内容に相違している箇所がある場合

<参考>地下水採取に関する規制について(当課ホームページ)

<http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/mizuto/mizushi/mizu/chikasui.html>

※各種届出様式はこちらのホームページから入手できます。

連絡・提出先

茨城県政策企画部水政課

(地下水担当) 大森

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

TEL : 029-301-2625 FAX : 029-301-2629

地下水採取量等報告書の入力・提出方法について

I 茨城県水政課ホームページまでのアクセス方法

- 各種検索エンジンにより、『茨城県水資源』で検索し、茨城県水政課ホームページの『水資源・工水』のページにアクセスしてください。

II 提出様式の入手（ダウンロード）、入力方法

- 茨城県水政課ホームページをご覧ください、**別添1**の手順に沿って提出様式（エクセルファイル）を入手したうえで、入力してください。

<提出様式入力の際の注意事項>

（1）許可区分1（許可採取者）、許可区分2（届出採取者）共通

- ・ 数値は右づめで入力してください。
- ・ 「採取日数」・・・地下水を汲み上げた日数
- ・ 「月間採取量」・・・1ヶ月間に汲み上げた量（1 m³未満は切り捨て）
- ・ 「1日平均運転時間」＝月の総運転時間÷月の採取日数

（例）1月の総運転時間が500時間 1月の採取日数が25日の場合

$$500（時間） \div 25（日） = 20（時間）$$

※30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ。

ただし、1日の運転時間が30分以内の場合には切り上げて1時間とする。

（2）許可区分1（許可採取者）のみ

- ・ 許可採取者の方は、水位観測データの入力が必要です。
- ・ 観測を行った日付、自然水位及び運転水位を入力してください。
- ・ 水位は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで入力してください。
- ・ 数値は右づめで入力し、計測しなかった回は空欄としてください。

（3）シートの追加

所有井戸が2井戸以上ある許可採取者はエクセルファイルのシートを追加して入力してください。

※市町村コード、番号、井戸名称を正しく入力してください。

III 提出（申請）方法

- 茨城県水政課のホームページをご覧ください、**別添2**の手順に沿って提出（申請）してください。

※報告書は、茨城県のホームページにある「いばらき電子申請・届出サービス」により受け付けさせていただいております。

ただし、「いばらき電子申請・届出サービス」で提出（申請）できない場合は、同封の報告書用紙に記入して郵送してください。